

明日香村し尿中継施設測量業務委託 特記仕様書

第1条（業務の目的）

本業務は、明日香村が計画している「し尿中継施設」の整備に伴い、その基礎となる土地の現地測量および用地測量、境界明示測量等業務委託を実施することを目的とする。

第2条（適用）

本特記仕様書は、「明日香村し尿中継施設測量業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。本業務の遂行にあたり、作業の詳細及び、記載のない事項については、監督員との協議による。

第3条（業務の実施期間）

本業務の委託期間は、契約日の翌日から令和4年9月30日（金）までとする。

第4条（関係法令の遵守）

本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、関係する法令、規制等を遵守して実施するものとする。

第5条（業務の対象範囲）

奈良県高市郡明日香村大字真弓地内

第6条（資料の貸与等）

本業務の遂行上、必要な資料の収集、調査、検討等は、原則として受託者が行うものであるが、現在、明日香村が所有し、業務に利用でき得る資料はこれを貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、業務完了と共に全て返却するものとする。

第7条（秘密の保持）

受託者は、本業務の遂行によって知り得た事項を明日香村の許可なしに第三者に漏らしてはならない。

第8条（担当技術者）

測量担当技術者は、測量法に基づく測量士の有資格者であり、かつ、高度な技術と十分な実務経験を有するものとする。

第8条（書類の提出）

受託者は業務の着手及び完了に当たって、次の書類を提出し監督員の承諾を得なければならない。

（1）着手時

- ①着手届
- ②工程表
- ③担当技術者届及びその経歴書
- ④業務実施計画書
- ⑤その他必要な書類

（2）完了時

- ①完了届
- ②第10条に示す成果品
- ③その他必要な書類

第9条（測量業務の内容）

本業務における業務の内容は、次のとおりとする。（耕地・平地）

1）基準点測量

- ・3級基準点測量 新点 3点
- ・4級基準点測量 新点 2点
- ・横断測量 2本
- ・現地測量 $A = 1,500 \text{ m}^2$

2）用地測量

- ・現地踏査 50m
- ・公図等の転写 $1,500 \text{ m}^2$
- ・地籍測量図の転写 $1,500 \text{ m}^2$
- ・土地の登記記録調査 $1,500 \text{ m}^2$
- ・権利者確認調査（当初） $1,500 \text{ m}^2$
- ・境界確認 $1,500 \text{ m}^2$
- ・境界測量 $1,500 \text{ m}^2$
- ・境界点間測量 $1,500 \text{ m}^2$
- ・面積計算 $1,500 \text{ m}^2$
- ・用地実測図原図作成 1/200 $1,500 \text{ m}^2$
- ・用地平面図作成 1/200 $1,500 \text{ m}^2$
- ・現況実測平面図作成 1/200 $1,500 \text{ m}^2$
- ・横断図面作成 50m

- ・登記依頼書作成 一式
- ・協議書作成 一式

第10条（成果品）

本業務において納入する成果品は次の通りとし各2部作成する。また、作成する図書等の規格の詳細については監督員と協議の上決定する。

- ・現況実測平面図 一式
- ・現況横断面図 一式
- ・基準点測量成果 一式
- ・水準測量成果 一式
- ・公図等転写連続図 一式
- ・地積測量図等転写図 一式
- ・土地の登記記録調査表（一覧） 一式
- ・用地求積図 一式
- ・用地実測平面図・用地平面図 一式
- ・境界確認（確定）書 一式
- ・上記製本及び電子データ 一式

第11条（疑義の解決）

本業務の仕様書記載事項に疑義が生じた場合、受託者は明日香村監督員と十分な打合せ、または協議を行って、業務の遂行に支障のないように努めなければならない。

第12条（検査）

本業務は、明日香村監督員の検査合格を持って完了とする。

なお、納品後に成果品に記入もれ、不備または、誤りが発見された場合、受託者は速やかに訂正しなければならない。

第13条（成果品納入場所）

奈良県高市郡明日香村大字岡55番地
明日香村役場 住民課